

経済産業省

28保電安第6号
平成28年4月27日

関係団体 各位

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

事業用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検強化の依頼について

日頃は電力設備の保安にご協力を頂きありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく、固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しています。

最近、太陽電池パネル等の飛散事故が散見されており、昨年9月の台風15号の風による事故では、発電所構外に飛散した太陽電池パネルにより、多数の住宅や車両を損壊するという被害も発生しています。

これら被害の再発を防止するため、台風期前までに、設置者各々の責任において、太陽電池パネル等の飛散による被害防止のため、万全な対策が必要です。

貴【別添2送付先】におかれては、台風期前までに別記の留意事項を踏まえ、太陽電池発電設備の入念な点検を実施し、必要に応じて補強を行うことを会員等に周知徹底し、遺漏なき対応を御願いたします。

なお、平成28年4月1日付けで電気関係報告規則が改正されており、50kW以上の太陽電池発電設備において、発電所構外へ太陽電池モジュール、架台等の飛散が発生した場合、事業用電気工作物の設置者は事故報告の義務が係ることがありますので、速やかに最寄りの産業保安監督部へ報告してください。

また、万が一他者に被害が発生した場合には、刑事責任や民事責任が生じる場合がございます。

引き続き、経済産業省では、太陽電池発電設備の安全対策を検討して参りますので、有効な対策などの意見や提案がありましたら下記問い合わせ先までお知らせ下さい。

[問い合わせ先]

商務流通保安グループ 電力安全課 新エネルギー班

電話：(03) 3501-1742 (直通) メール：qqnbbj@meti.go.jp

＜点検に関する留意事項＞

1. 点検時の体制について

- ・「事業用電気工作物の設置者」においては、電気主任技術者の指導・監督のもと、安全を確保しながら点検を行うこと。

2. 点検に関して

- ・太陽電池発電設備が電気設備の技術基準に適合していることを確認すること。
- ・太陽電池発電設備の架台・基礎などが必要な強度を有している事を確認し、また構造、強度に影響する接合部にゆりみや破損がないことを確認すること。
- ・太陽電池パネルの架台への接合部にゆりみや破損がないことを確認すること。
- ・電力ケーブルやケーブルラック取付部に、ゆりみや破損がないことを確認すること。
- ・柵やへい、遠隔監視装置などが、健全な状態に維持されていることを確認すること。
- ・太陽電池発電設備の点検後、対策の可否を判断し、必要に応じて、基礎のコンクリートの増し打ち、基礎・架台・太陽電池パネルの接合部補強などの飛散被害を防止する対策を行うこと。

【参考条文等】

○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日 通商産業省令第52号）

第四条 電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。

○電気関係報告規則（昭和40年6月15日通商産業省令第54号）

第三条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。

（表中抜粋）

三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故

●全国産業保安監督部の電力安全課の連絡先

北海道産業保安監督部 電力安全課

〒060-0808

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎6階南

Tel: 011-709-1725 (直通)

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎9階

Tel: 022-221-4948 (直通)

関東東北産業保安監督部 電力安全課

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階

Tel: 048-600-0385~8 (直通)

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

〒460-8510

愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5-2

中部経済産業局総合庁舎3階

Tel: 052-951-2817 (直通)

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署

〒930-0856

富山県富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎3階

Tel: 076-432-5580 (直通)

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

〒540-8535

大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館 本館2階、3階

Tel: 06-6966-6056 (直通)

中国四国産業保安監督部 電力安全課

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館4階

Tel: 082-224-5742 (直通)

中国四国産業保安監督部四国支部 電力安全課

〒760-8512

香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎 5 階

Tel: 087-811-8588 (直通)

九州産業保安監督部 電力安全課

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11-1 福岡合同庁舎本館 8 階

Tel: 092-482-5519 (直通)

那覇産業保安監督事務所 保安監督課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 4 階

Tel: 098-866-6474 (直通)